平成２１年（フ）第２９９号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目11番14号
破産者　株式会社竜豊建設
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成１７年（フ）第１１０１号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水1385番地２
破産者　株式会社レキセイ
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１８号
茨城県常陸太田市松栄町1106番地の11
破産者　有限会社モールド工業
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４６号
石川県加賀市松が丘１丁目28番地４
破産者　株式会社佐野技建
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成１９年（フ）第７０号
長野県飯田市宮の前4160番地
破産者　有限会社ホテル神明閣オオミヤ
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第８８８号
京都府宇治市菟道東垣内39番地の２
破産者　株式会社環境デザイン研究所
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
京都市中京区間之町通押小路上る鍵屋町481番地４　プチパレス烏丸御池402号、商業登記簿上の本店所在地滋賀県甲賀市水口町伴中山字笹尾236番地４　テクノアシストビル１階
破産者　有限会社金本工業
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第６９７号
奈良市大宮町４丁目314番地の１グリーンコーポ２―209号、代表者の住所京都府木津川市梅見台７丁目１番地１　ＥＳＴ30Ｇ―105号
破産者　有限会社ローゼス
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第５７８号
和歌山市栗栖42番地の２
破産者　滝藤運送株式会社
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３６８号
和歌山市片岡町１丁目１番地
破産者　株式会社スナワ
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１７０号
山口県周南市都町３丁目10番地
破産者　国広酒造株式会社
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第６５号
福岡県直方市大字下境2198番地
破産者　有限会社新神産業
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１９１１号
福岡県古賀市中央１丁目３番１号
破産者　株式会社コーワ・コーポレーション
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５６号
鹿児島県薩摩郡さつま町湯田1046番地３
破産者　西田　信隆
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
鹿児島県薩摩郡さつま町湯田1046番地３
破産者　西田　仁美
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第４７号
宮城県遠田郡美里町牛飼字新町13番地
破産者　株式会社高橋畳工場
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第４６１号
山形県東村山郡山辺町大字山辺25番地
破産者　有限会社武田センイ
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７８号
山形市千歳２丁目13番10号
破産者　有限会社サチホーム
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４１７号
福岡市南区大橋４丁目２番３号
破産者　株式会社ライドオン
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４１８号
福岡市南区大橋４丁目２番３号
破産者　有限会社セールスサポートセンター
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４２３号
栃木県大田原市浅香４丁目3578番地384　あさかハイツ103号
破産者　大森　泰男
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番16―506号
破産者　株式会社シンワ
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係